自転車・自動二輪車(バイク・原付・スクーター)

入構の注意事項

1. 自転車・自動二輪車で構内へ入構する者は、「茨城大学日立地区構内交通規制実施要項」を遵守すること。

2. 自転車・自動二輪車は指定の駐輪場以外の場所には駐めないこと。

右の図の赤色の部分が自転車専用の駐輪場、紫色の部分が自動二輪車専用の駐輪場になります。

【自転車専用駐輪場(9ヶ所)】

E1棟北、E1棟南、E2棟北、E2棟南、E3棟北、E4棟南、E6棟北、W1棟北、S1棟西

【自動二輪車専用駐輪場(1ヶ所)】

N6棟南

- 3. 自動二輪車で入構する者は、毎年4月に工学部総務グループ(E1棟2階)で登録を行い、登録証を自動二輪車の所定の位置に貼り付けること。
- 4. 自動二輪車の出入口は正門のみとします。なお、自転車も裏門からの出入りは禁止します。
- 5. <mark>構内では歩道の自転車走行は禁止します。</mark>歩道は自転車を押して歩いてください。



工学部総務グループ

歩道の自転車走行は 危険です!

